

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

四日市市

### 2 構造改革特別区域の名称

四日市市産業連携特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

四日市市の一部

〔あがた栄工業団地・四日市ハイテク工業団地・南小松工業団地・笹川南住宅団地業務施設用地〕

### 4 構造改革特別区域の特性

四日市市は、伊勢湾で最初の開港場である四日市港を擁し、明治時代より、国内貿易はもとより、海外への門戸が開かれ、菜種油製造・紡績・電機など、常にその時代を代表する産業が立地してきた。さらに、昭和30年代からは、臨海部に石油化学コンビナートの形成が進み、わが国経済を支える産業集積地としての発展を遂げてきた。

しかし、石油化学コンビナートは、年数を重ねる中で、次第に施設の老朽化が進み、コスト高等から、国内外の新鋭プラントに比べて競争力を低下させつつある。臨海部工業地帯の各事業所は、今後も持続的な操業を続けるため、後背地に展開する電気・電子、液晶、自動車等のエンドユーザー企業との連携を深める中で、高機能化学素材に代表される付加価値の高い新たな製品分野への転換や、新産業への展開を模索している。平成15年4月に認定を受けた「技術集積活用型産業再生特区計画」は、こういった臨海部工業地帯の動向に即応し、その再生を図ることを目指し策定したものである。当市では、この計画に基づき「四日市市民間研究所立地奨励金制度」を8月に制定したほか、12月には「燃料電池実証試験補助制度」を制定し、計画の効果的な遂行に努めているところであり、その結果、平成15年4月以降現在までに、市として把握している市内事業所における新たな設備投資は、着工あるいは計画確定分で184億円、相談ベースが35億円、合計219億円となっている。さらに、四日市ハイテク工業団地に立地する半導体製造事業所では、16年度・17年度の2カ年で、新たに2000億円を投じて、最新鋭のフラッシュメモリー製造工場を増設するなど、臨海部工業地帯の高機能化学素材提供産業への転換と、後背地に集積するエンドユーザー企業の事業活動が円滑に連携し合い、本市産業界は、持続的な発展に

向けた新たな事業展開を進めようとしている。

一方、本市では、石油化学コンビナートの形成を機に、プラスチック加工業が集積するとともに、工務部門を支える一般・電気機械器具製造業の集積が進んできた。このような基盤的技術産業は、臨海部工業地帯や後背地のエンドユーザー企業といった基幹産業を下支えするとともに、これら大手メーカーからの技術導入や新たな部門の立ち上げなどにより、幅広くかつ重層的に展開し、極めて効率的な分業・連携体制が構築されている。

さらに、本市産業界の構造転換による新たな事業分野への展開という近年の動向は、これを支える新たな基盤的技術を有する事業所の立地を誘引するものとなっており、このような産業連携の円滑な展開を促進することが、三重県経済をリードする本市産業界の持続的な発展につながるものと考えている。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

臨海部工業地帯や後背地のエンドユーザー企業を支える関連会社や取引会社等の本市への新たな参入の動きが活発化している。具体的な立地相談として、設備メンテナンス・製品部材提供等を行う新たな事業所から参入について打診を受けているところであり、こういった産業連携の円滑な展開を促進することで、国際競争力のある産業集積地の形成を目指すことが可能となる。

ただ、中小事業所が大部分となるこれらの産業界は、依然として厳しい経営状況下におかれており、新たな事業進出においても、初期投資額の最大限の圧縮を望んでいるところである。そのような中では、従前のような、施設用地の分譲方式による提供のみでは現実的でなくなってきたのが実情である。

実際、本市では平成に入って四日市市土地開発公社により「南小松工業団地」「あがた栄工業団地」「四日市ハイテク工業団地」の3団地の造成を行ったが、平成11年度以降5年間にこれら団地に立地した企業は5事業所に限られており、賃貸方式を導入し、土地利用手法の選択肢を増やすことが求められている。

しかし、土地開発公社が所有する土地の処分については、公有地の拡大の推進に関する法律によって制約があり、実質、分譲による活用しか道が無いことが、新たな事業所の参入意欲をそいでいるのが現状である。

本来は、処分を前提として土地を購入し、造成することを目的として設立された機関ではあるが、昨今の経済情勢の変化の中で、新たな土地活用方法としての賃貸が特例として認められる特区に認定されれば、臨海部工業地帯各事業所と後背地のエンドユーザー企業の集積、そしてこれら基幹産業を支える基盤的技術産業との連携という構図の中で、国際競争力のある産業集積地としての一段の飛躍が可能となるものである。

## 6．構造改革特別区域計画の目標

本市の臨海部工業地帯の各事業所は、平成 15 年 4 月 21 日に認定を受けた技術集積活用型産業再生特別区域計画による規制の特例措置に加え、従来から制度化していた「四日市市企業立地促進条例」、並びに当該特別区域計画を受けて平成 15 年 8 月に制定した「四日市市民間研究所立地奨励金制度」等の本市の各種支援策を活用し、高機能化学素材を提供する産業への転換を図るための新たな設備投資を進めようとしている。臨海部工業地帯を中心とした本市内事業所の平成 15 年 4 月以降の設備投資動向は、すでに着工あるいは計画確定分で 184 億円、相談ベースが 35 億円、合計 219 億円となっている。

一方、後背地には、自動車、電気・電子、液晶などのエンドユーザー企業が集積しており、高機能化学素材の提供を受けて先端技術製品の製造にあたっており、市内に立地する東芝セミコンダクター社四日市工場では、16・17 年度の 2 カ年により、約 2,000 億円を投じて新たな半導体製造工場を増設することとなっている。

本特別区域計画では、臨海部の高機能化学素材提供産業と、後背地のエンドユーザー企業を下支えし、その発展に重要な役割を果たしている基盤的技術産業の立地を促進し、3 者の連携の中で、本市が三重県をリードする産業集積地として再生することを目標としている。

そのためには、基盤的技術産業の集積地となっている、四日市市土地開発公社造成地への円滑な事業所進出を促すことが肝要であり、「403 土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業」を実施することにより、事業所の進出における土地利用の形態の選択肢を増やして、新規設備投資への意欲を誘発することが必要である。

さらに、後述する本特別区域計画第 9 項「構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項」中に記載の関連事業を併せて実施することで、構造改革特別区域の実現による規制の特例措置との相乗効果を発揮させ、その実現を図ることが重要と考えている。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

現在、四日市市土地開発公社が、公有地の拡大の推進に関する法律第 17 条第 1 項第 2 号の規定により造成した土地であり、業務施設等の用に供するものは、以下のとおりである。

あがた栄工業団地（平成 3 年度造成完了）

四日市ハイテク工業団地（平成 3 年度造成完了）

南小松工業団地（平成 6 年度造成完了）

笹川南住宅団地業務施設用地（平成 1 1 年度造成完了）

これら土地における分譲総面積は 5 6 8 , 6 9 9 m<sup>2</sup>であり、平成 16 年 4 月 15 日現在の未分譲面積は 6 7 , 8 0 8 m<sup>2</sup>、 1 1 %となっている。

また、立地企業数は 21 社であり、業種別では、半導体関連 6 社・自動車関連 1 社・化学関連 1 社・一般機械器具関連 6 社、物流 5 社、その他 2 社となっており、臨海部工業地帯並びに後背地のエンドユーザー企業を支援する事業所が集積し、産業連携の輪の一翼を担っていることがわかる。

しかし、各事業所の立地時期をみると、平成 10 年度までの立地が 17 社となっており、平成 11 年度以降、直近 5 年間における立地は、5 社に限られている。このような現状を踏まえると、厳しい事業環境の中で新たな設備投資を誘発するには、土地利用の選択肢を増やすことが必要であり、そのことにより、企業誘致を進めることが、これら団地の機能を最大限に発揮することにつながるものと考えられる。

既に、半導体製造設備メンテナンス企業、並びに自動車部品製造企業から具体的な進出にかかり、賃貸の可能性も含めた打診を受けており、特区認定を受けた上で、賃貸も含めた土地提供手法を提示することで、これの誘致に弾みがつくものと考えられる。

なお、これにかかる雇用予定数は、半導体製造設備メンテナンス企業 8 人、自動車部品製造企業 30 人（2 期工事後 60 人）、さらに半導体製造設備メンテナンス企業の立地後当初の年間売上高は 2 億円と見込まれている。

## 8 特定事業の名称

土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### 【 1 】新規立地の際の設備投資に対する支援

四日市市企業立地促進条例による固定資産税・都市計画税額の半額相当分の還付

新規立地企業の誘致並びに既存企業の新規設備投資を喚起するために、平成 12 年度に制定したものであり、当該設備投資にかかる固定資産税・都市計画税額の半額相当分を、3 年間にわたって奨励金として交付している。

総投資額 8 6 , 5 0 0 百万円・奨励金交付総額 7 8 1 百万円

〔平成 16 年度予定を含む〕

## 【 2 】立地企業の経営支援

### ビジネスサポート制度

本市の産業集積を生かし、大企業のOBなど、優れた知識・技能を有する人材を、意欲のある中小企業の技術・経営支援などに活用するため、15年度に人材登録を行った。16年度において、具体的な中小企業支援の斡旋を行う。なお、その際の指導料を市が支援する。(面談指導の場合、謝金1時間6,000円 16年度予算60万円)

### 新規産業創出事業補助金

中小製造事業者が、新技術や新製品の開発を通じて新事業展開を図ることを支援するため、平成11年度に制定。必要となる経費の半額相当分を補助する。(90万円限度)実績17件。

### 新規産業創出研究会

中小製造事業者の技術支援を行うため、近隣大学並びにコンビナート企業等市内大企業の研究者で構成。上記の補助金交付事業者の審査、フォローアップを行うとともに、新たな中小企業支援施策の検討を行う。

なお、当研究会の協議を基に、平成15年1月、本市中心市街地に立地する財団法人三重北勢地域地場産業振興センター内に、第二創業も含めた起業化支援施設である「ビジネスインキュベータ」を開設。

### 三重の21世紀リーディング産業展出展者補助制度

三重県が、県内企業の販路開拓・取引拡大を通じた産業活性化を目的に、平成15年度から実施している三重の21世紀リーディング産業展に出展する市内事業者の出展費用の一部を支援するため、平成16年度から実施する。(平成16年5月21日・22日開催予定) ブース一時間分の半額相当分を補助。16年度出展予定事業所数182社。うち市内事業所数52社。

### 三重大学四日市フロントによる産学官連携の推進

三重大学では、地域に根ざした地域圏大学としての機能を充実させるため、平成15年10月、三重北勢地域地場産業振興センター内に三重大学地域連携推進室のランチとして、四日市フロントを開設した。

これを拠点として、市内事業所と三重大学工学部、市が連携し、各事業所の新たな事業展開への可能性を探るための検討会を、平成 16 年度中に発足させる予定である。

#### 「テクノフロンティア四日市」への入居促進

中小事業者が新技術・新製品の開発等により新事業展開を図る際の支援を行うため、地域振興整備公団に設置要請を行い、平成 11 年度に鈴鹿山麓リサーチパーク内に、賃貸方式の工場・研究室を 7 棟整備。公団との連携の中で、意欲ある事業者の入居促進を図っている。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

403 土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業

### 2 当該規制の特例措置の適用をうけようとする者

四日市市土地開発公社  
特別区域内に進出する企業

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画認定日

### 4 特定事業の内容

#### 【1】事業に関与する主体

四日市市土地開発公社  
及び当公社が保有する団地内に賃貸制度を活用して立地する企業

#### 【2】事業が行われる区域

四日市市の一部（あがた栄工業団地・四日市ハイテク工業団地・  
南小松工業団地・笹川南住宅団地業務施設用地）

#### 【3】事業により実現される行為

上記【2】記載の団地において、当該土地を工場・事務所その他の業務施設等の用に供するために事業用借地権を設定し、賃貸事業を導入することで、企業誘致の促進を図る。

### 5 当該規制の特例措置の内容

本市は、石油化学コンビナートを核とする臨海部工業地帯と、後背地に展開する自動車、電気・電子、半導体などのエンドユーザー企業、さらにそれら基幹産業を支える中小企業を中心とした基盤的技術産業の集積を連携の輪として、三重県をリードする産業集積地としての持続的な発展を目指している。その中で、現在四日市市土地開発公社が所有する団地は、主に基盤的技術をもった事業所の集積地としての機能が期待されている。

本来、処分を前提として土地を購入し造成した土地開発公社の

用地ではあるが、昨今の厳しい経済環境の中、新たなに立地を希望する事業者にとっては、極力資産保有を避け、初期投資額を圧縮することを望んでいる。実際、現在誘致交渉を行っている半導体製造設備メンテナンス企業・自動車部品製造企業の2社からも、賃貸を望む声が強く出されている現状の中、団地の機能を最大限発揮させるためには、賃貸制度を導入し、土地利用の形態において選択肢を増やすことが強く求められている。

また、これにより、企業の投資意欲を誘発し、企業集積に努めることが、団地本来の機能を発揮し、本市が目指すべき産業集積地としての持続的な発展を促すことにつながることから、この特定事業にかかる特例措置の適用が、本市の健全な発展と秩序ある整備に寄与するものと認めるものである。

造成事業用地の位置図 図面添付